

事務連絡  
令和3年10月11日

三重県後期高齢者医療広域連合事務局長様  
三重県医師会長様  
三重県歯科医師会長様  
三重県薬剤師会長様

三重県医療保健部国民健康保険課長

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令  
の一部を改正する省令の公布について

このことについて、別添のとおり厚生労働省保険局から通知がありましたので、ご了知のうえ、適切な取扱いをお願いします。  
また、取扱いに遺漏のないよう、関係者等に周知をお願いいたします。

(事務担当 国民健康保険課市町国保支援班 山口)

TEL (059) 224-2285

FAX (059) 224-2340

E-mail yamagy11@pref.mie.lg.jp



保発0929第5号  
令和3年9月29日

都道府県知事  
地方厚生(支)局长  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長  
社会保険診療報酬支払基金理事長  
全国健康保険協会理事長  
健康保険組合理事長  
健康保険組合連合会長

殿

厚生労働省保険局長  
〔公印省略〕

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令の公布について（通知）

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第163号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、令和3年10月1日より施行することとされたため、通知いたします。

改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

### 第1 改正の趣旨

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）第1条の2においては、オンライン資格確認の仕組みを活用した審査支払機関によるレセプト振替について、審査支払機関が円滑に審査支払業務を行えるよう、医療機関等から請求されたレセプトに軽微な不備がある場合には、審査支払機関は、職権で、その補正をすることができるこ

を規定しているところである。

改正省令は、審査支払機関が行う当該補正の事務の円滑化を図るため、当該補正に必要な審査支払機関や保険者間における情報提供の取扱について、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令を改正し、明確化を行うものである。

なお、当該規定により、レセプト振替に係る審査支払機関や他保険者に対する加入者等の資格情報の提供は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第1項第1号に該当することから、本人の同意を得る必要はない。

## 第2 改正の主な内容

- 1 保険者は、審査支払機関に対し、審査支払機関が補正を行うために必要な被保険者の資格に係る情報を提供することができるものとすること。
- 2 審査支払機関は、保険者より提供を受けた情報を活用して補正を行った場合であって、当該補正が保険医療機関又は保険薬局が行った請求に係る保険者を変更するものである場合には、当該補正後の請求に係る保険者に対し、当該補正後の請求に係る情報を提供するものとすること。
- 3 保険者は、審査支払機関に対し、保険医療機関又は保険薬局が行った請求に係る情報を提供して、補正を行うことを求めることができるものとすること。
- 4 保険者は、情報の提供及び申出を行うため、審査支払機関に対し、保険医療機関又は保険薬局が行った請求に係る情報を提供し、当該請求に係る被保険者の資格に係る情報の提供を求める能够とするものとすること。
- 5 審査支払機関は、保険者から情報の提供の求めがあったときは、当該保険者に対し、保険医療機関又は保険薬局が行った請求に係る被保険者等の資格に係る情報を提供するものとするものとすること。
- 6 その他所要の改正を行うこと。



この省令は、令和三年十月一日から施行する  
附 則

るは「保険医療機関又は保険薬局及び事務代行者」と、同項第三号中「電子情報処理組織」とあるのは「事務代行者を介した電子情報処理組織」と読み替えるものとする。